

## 中標津町保育士等養成修学資金貸付条例

### (目的)

第1条 この条例は、保育士等の養成施設等に在学する者で、将来本町内の保育所等に保育士等として勤務しようとする者に対し、その資格取得の修学に必要な資金（以下「修学資金」という。）を貸し付け、その修学を支援することにより、保育士等の養成に資すること及び町内における幼児教育・保育を支える人材の確保を図ることを目的とする。

### (定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 保育士等 児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「法」という。）第18条の4に規定する保育士並びに教育職員免許法（昭和24年法律第147号）第2条第1項に規定する幼稚園及び幼保連携型認定こども園の同項に規定する主幹教諭、指導教諭、教諭、助教諭、主幹保育教諭、指導保育教諭、保育教諭、助保育教諭及び講師をいう。

(2) 養成施設等 法第18条の6第1号に規定する指定保育士養成施設又は大学、短期大学等の幼稚園教諭養成課程であつて、通信制によるものを除くものをいう。

(3) 保育所等 次に掲げるものをいう。

ア 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）第2条第6項に規定する認定こども園

イ 学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する幼稚園

ウ 法第7条第1項に規定する保育所

エ 法第6条の3第9項に規定する家庭的保育事業、同条第10項に規定する小規模保育事業、同条第11項に規定する居宅訪問型保育事業又は同条第12項に規定する事業所内保育事業であつて、法第34条の15第2項の規定による認可を受けたもの

オ 法第6条の2の2第1項に規定する障害児通所支援事業を行う施設

カ 子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第59条に規定する地域子ども・子育て支援事業を行うもの

### (貸付対象者)

第3条 修学資金の貸付けを受けることができる者は、次に掲げる要件のいずれにも該当する者とする。

(1) 第5条の規定による貸付けの申請の日までに、町内に住所を有し、若しくは有したことがある者又は町内の高等学校を卒業する者

(2) 養成施設等に在学し、又は入学が決定している者であつて、卒業後に保育士等の資格を取得し、町内の保育所等において保育士等として勤務しようとする者

2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる貸付け等を受けている者は、修学資金の貸付けを受けることができない。

(1) 他市町村に所在する保育所等への勤務を目的としている貸付け等

(2) 保育士等以外の職への勤務を目的としている貸付け等

### (貸付金額及び貸付期間等)

第4条 修学資金の貸付金額は、月額5万円以内とし、総額120万円を上限とする。

2 利子は無利子とする。

3 修学資金を貸し付ける期間（以下「貸付期間」という。）は、第6条の規定により修学資金の貸付けを決定した日の属する年度の4月から養成施設等の正規の修学期間が修了する日の属する月までとし、2年を限度とする。ただし、災害、疾病等のやむを得ない事情その他町長が認める事情により、正規の修学期間後においても在学することとなったときは、当該正規の修学期間後の期間を修学資金の貸付期間とすることができる。

4 修学資金の貸付けを受けることができる者の数は、毎年度予算の範囲内で町長が決定する。

（貸付けの申請）

第5条 修学資金の貸付けを受けようとする者（以下「申請者」という。）は、その旨を町長に申請しなければならない。

（貸付けの決定等）

第6条 町長は、前条の規定による申請があつたときは、その内容を審査の上、修学資金の貸付けをするかどうかを決定し、その旨を申請者に通知するものとする。

（貸付けの停止）

第7条 町長は、前条の規定による修学資金の貸付けをする旨の決定（以下「貸付決定」という。）を受けた者（以下「貸付決定者」という。）が次の各号のいずれかの事由に該当するときは、当該事由の生じた日の属する月の翌月分から当該事由の消滅した日の属する月の分までの修学資金の貸付けを停止するものとする。

（1） 休学したとき。

（2） 停学処分を受けたとき。

（貸付決定の取消し）

第8条 町長は、貸付決定者が次の各号のいずれかの事由に該当するときは、貸付決定を取り消し、当該事由が生じた日の属する月の翌月分から修学資金の貸付けを行わないものとする。

（1） 死亡したとき。

（2） 退学したとき。

（3） 修学資金を必要としない事由が生じたとき。

（4） 偽りその他不正な手段により修学資金の貸付けを受けたとき。

（5） 前各号に掲げるもののほか、町長が貸付決定を取り消す必要があると認めるとき。

（返還）

第9条 貸付決定者が次の各号のいずれかの事由に該当するときは、当該各号に規定する理由が生じた日の属する月の翌月から起算して、貸付けを受けた月数（第7条の規定により修学資金が貸し付けられなかった期間を除く。）に2を乗じて得た月数の期間内に修学資金を返還しなければならない。

（1） 第4条第3項の規定による貸付期間が満了したとき。

（2） 第7条の規定により修学資金の貸付けを停止されたとき（既に支払い済の当該停止された期間の貸付け分に限る。）。

（3） 前条の規定により貸付決定が取り消されたとき。

2 前項の規定にかかわらず、前条第4号の規定により貸付決定を取り消されたときは、貸付決定者は、当該貸付けを受けた修学資金を町長が指定する期日までに一括して返還しなければならない。

(返還の猶予)

第10条 町長は、貸付決定者が次の各号のいずれかの事由に該当するときは、前条第1項の規定にかかわらず、当該事由が継続する期間において貸し付けた修学資金の返還を猶予することができる。

(1) 第4条第3項の規定による貸付期間が満了した後も引き続き養成施設等に在学しているとき。

(2) 第8条第3号又は第5号の規定により貸付決定が取り消された後も引き続き養成施設等に在学しているとき。

(3) 養成施設等を卒業した日から1年以内に法第18条の18第1項の規定により保育士登録を受け、又は教育職員免許法第5条第1項の規定による幼稚園教諭免許状を授与され(以下「保育士等の資格の取得」という。)、町内の私立保育所等に保育士等として勤務している(当該私立保育所等における人事異動等の事由により、本人の意思によらず、町外の私立保育所等又は私立保育所等以外の施設等に勤務している場合を含む。次条第3号において同じ。)とき。

(4) 災害、疾病等のやむを得ない事情により返還が困難になったと町長が認めるとき。

2 町長は、貸付決定者が保育士等の資格の取得後、町内の私立保育所等に勤務することができなかつたが、引き続き町内の私立保育所等への勤務を希望しているときは、第4条第3項の規定による貸付期間が満了した日の属する月の翌月から起算して2年を限度として、貸し付けた修学資金の返還を猶予することができる。

(返還の免除)

第11条 町長は、貸付決定者が次の各号のいずれかの事由に該当するときは、第9条第1項の規定にかかわらず、貸し付けた修学資金(既に返還した分を除く。)の全部の返還を免除することができる。

(1) 保育士等の資格の取得後、町内の私立保育所等に保育士等として引き続き3年間(災害、疾病等のやむを得ない事情により町内の私立保育所等に勤務できなかつたと町長が認める期間を除く。)以上勤務したとき。

(2) 第8条第1号の規定により貸付決定が取り消されたとき。

(3) 前条の規定による返還の猶予期間中に死亡又は心身の故障のため町内の私立保育所等に保育士等として勤務することができなくなつたと町長が認めるとき。

(4) その他町長が必要があると認めるとき。

(延滞金)

第12条 町長は、貸付決定者が正当な理由なく貸し付けた修学資金を返還すべき日までに返還しなかつたときは、中標津町税外収入徴収条例(昭和32年条例第5号)の規定に基づき、延滞金を徴収するものとする。

(委任)

第13条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和4年4月1日から施行する。

(この条例の失効)

2 この条例は、令和9年3月31日限り、その効力を失う。ただし、同日までに行われた貸付金に対する第9条から第12条までの規定については、同日後もなおその効力を有する。

(準備行為)

3 この条例の施行の前においても、この条例の実施のために必要な準備行為を行うことができる。